

県立都市公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月27日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第51号

県立都市公園条例の一部を改正する条例

県立都市公園条例（昭和41年岩手県条例第15号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																																																
<p>別表第2（第12条、第23条関係）</p> <p>1 法第5条第1項の規定による公園施設の設置又は管理の許可を受けた場合</p> <table border="1" data-bbox="179 619 1086 770"><thead><tr><th>区 分</th><th>単 位</th><th>使用料</th></tr></thead><tbody><tr><td>公園施設の設置</td><td>[略]</td><td><u>190円</u></td></tr><tr><td>公園施設の管理</td><td>[略]</td><td><u>410円</u></td></tr></tbody></table> <p>2 法第6条第1項又は第3項の規定による県立都市公園の占用の許可を受けた場合</p> <table border="1" data-bbox="179 866 1086 1449"><thead><tr><th>区 分</th><th>単 位</th><th>使用料</th></tr></thead><tbody><tr><td>電柱、変圧塔その他これらに類するもの</td><td>[略]</td><td><u>370円</u></td></tr><tr><td>水道管、下水道管、ガス管その他これらに類するもの</td><td>[略]</td><td><u>15円</u></td></tr><tr><td>通路で地下に設けられるもの</td><td>[略]</td><td><u>170円</u></td></tr><tr><td>鉄道、軌道、公共駐車場その他これらに類する施設で</td><td>[略]</td><td><u>70円</u></td></tr></tbody></table>	区 分	単 位	使用料	公園施設の設置	[略]	<u>190円</u>	公園施設の管理	[略]	<u>410円</u>	区 分	単 位	使用料	電柱、変圧塔その他これらに類するもの	[略]	<u>370円</u>	水道管、下水道管、ガス管その他これらに類するもの	[略]	<u>15円</u>	通路で地下に設けられるもの	[略]	<u>170円</u>	鉄道、軌道、公共駐車場その他これらに類する施設で	[略]	<u>70円</u>	<p>別表第2（第12条、第23条関係）</p> <p>1 法第5条第1項の規定による公園施設の設置又は管理の許可を受けた場合</p> <table border="1" data-bbox="1187 619 2094 770"><thead><tr><th>区 分</th><th>単 位</th><th>使用料</th></tr></thead><tbody><tr><td>公園施設の設置</td><td>[略]</td><td><u>200円</u></td></tr><tr><td>公園施設の管理</td><td>[略]</td><td><u>420円</u></td></tr></tbody></table> <p>2 法第6条第1項又は第3項の規定による県立都市公園の占用の許可を受けた場合</p> <table border="1" data-bbox="1187 866 2094 1449"><thead><tr><th>区 分</th><th>単 位</th><th>使用料</th></tr></thead><tbody><tr><td>電柱、変圧塔その他これらに類するもの</td><td>[略]</td><td><u>380円</u></td></tr><tr><td>水道管、下水道管、ガス管その他これらに類するもの</td><td>[略]</td><td><u>20円</u></td></tr><tr><td>通路で地下に設けられるもの</td><td>[略]</td><td><u>175円</u></td></tr><tr><td>鉄道、軌道、公共駐車場その他これらに類する施設で</td><td>[略]</td><td><u>80円</u></td></tr></tbody></table>	区 分	単 位	使用料	公園施設の設置	[略]	<u>200円</u>	公園施設の管理	[略]	<u>420円</u>	区 分	単 位	使用料	電柱、変圧塔その他これらに類するもの	[略]	<u>380円</u>	水道管、下水道管、ガス管その他これらに類するもの	[略]	<u>20円</u>	通路で地下に設けられるもの	[略]	<u>175円</u>	鉄道、軌道、公共駐車場その他これらに類する施設で	[略]	<u>80円</u>
区 分	単 位	使用料																																															
公園施設の設置	[略]	<u>190円</u>																																															
公園施設の管理	[略]	<u>410円</u>																																															
区 分	単 位	使用料																																															
電柱、変圧塔その他これらに類するもの	[略]	<u>370円</u>																																															
水道管、下水道管、ガス管その他これらに類するもの	[略]	<u>15円</u>																																															
通路で地下に設けられるもの	[略]	<u>170円</u>																																															
鉄道、軌道、公共駐車場その他これらに類する施設で	[略]	<u>70円</u>																																															
区 分	単 位	使用料																																															
公園施設の設置	[略]	<u>200円</u>																																															
公園施設の管理	[略]	<u>420円</u>																																															
区 分	単 位	使用料																																															
電柱、変圧塔その他これらに類するもの	[略]	<u>380円</u>																																															
水道管、下水道管、ガス管その他これらに類するもの	[略]	<u>20円</u>																																															
通路で地下に設けられるもの	[略]	<u>175円</u>																																															
鉄道、軌道、公共駐車場その他これらに類する施設で	[略]	<u>80円</u>																																															

地下に設けられるもの		
郵便差出箱、信書便差出箱又は公衆電話所	[略]	<u>445円</u>
競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのため設けられる仮設工作物	[略]	<u>35円</u>
標識	[略]	<u>110円</u>
板囲い、足場、詰所その他の工事用施設	[略]	<u>50円</u>
土石、竹木、瓦その他の工事用材料の置場	[略]	<u>70円</u>

[略]

3 第3条第1項各号に掲げる行為の許可を受けた場合

区 分	単 位		使用料
行商、募金その他これらに類する行為	有料公園施設内における場合	[略]	<u>1,230円</u>
	有料公園施設外における場合	[略]	<u>410円</u>
業として行う写真の撮影	[略]		<u>110円</u>
興行	[略]		<u>8,200円</u>

地下に設けられるもの		
郵便差出箱、信書便差出箱又は公衆電話所	[略]	<u>455円</u>
競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのため設けられる仮設工作物	[略]	<u>40円</u>
標識	[略]	<u>115円</u>
板囲い、足場、詰所その他の工事用施設	[略]	<u>55円</u>
土石、竹木、瓦その他の工事用材料の置場	[略]	<u>80円</u>

[略]

3 第3条第1項各号に掲げる行為の許可を受けた場合

区 分	単 位		使用料
行商、募金その他これらに類する行為	有料公園施設内における場合	[略]	<u>1,260円</u>
	有料公園施設外における場合	[略]	<u>420円</u>
業として行う写真の撮影	[略]		<u>120円</u>
興行	[略]		<u>8,400円</u>

展示会、博覧会その他これらに類する催しの開催	[略]	4,100円
------------------------	-----	--------

[略]

別表第3（第12条、第23条関係）

1 岩手県営運動公園

公園施設名	使用の区分	単位	施設の使用料		附属の施設又は設備の使用料
			一般	学生及び生徒	
陸上競技場	貸切使用の場合	1日までごとに	円	円	1 拡声機 半日までごとに、陸上競技場にあつては5,210円、補助競技場、サッカー・ラグビー場及びテニスコートにあつては1,030円 2 審判用具 1式につき1,880円 3 陸上競技用具 1件につき380円の範囲
			60,690	20,500	
		午前	21,600	7,400	
			午後	39,090	
		1日までごとに		円	
			20,500	10,310	
半日までごと	午前	7,400	3,760		
	午後	13,100	6,550		

展示会、博覧会その他これらに類する催しの開催	[略]	4,200円
------------------------	-----	--------

[略]

別表第3（第12条、第23条関係）

1 岩手県営運動公園

公園施設名	使用の区分	単位	施設の使用料		附属の施設又は設備の使用料
			一般	学生及び生徒	
陸上競技場	貸切使用の場合	1日までごとに	円	円	1 拡声機 半日までごとに、陸上競技場にあつては5,360円、補助競技場、サッカー・ラグビー場及びテニスコートにあつては1,060円 2 審判用具 1式につき1,930円 3 陸上競技用具 1件につき390円の範囲
			62,450	21,090	
		午前	22,230	7,610	
			午後	40,220	
		1日までごとに		円	
			21,090	10,610	
半日までごと	午前	7,610	3,870		
	午後	13,480	6,740		

			に	後		
		個人使用の場合	[略]		<u>100</u>	<u>50</u>
補助競技場		[略]			<u>590</u>	<u>230</u>
野球場		[略]			<u>660</u>	<u>340</u>
サッカー・ラグビー場	第1グラウンド	入場料等を徴収する場合	[略]		<u>49,810</u>	<u>19,410</u>
		入場料等を徴収しない場合	1時間までごとに1面ごとに		<u>2,350</u>	<u>1,170</u>
			1時間までごとに半面ごとに		<u>1,180</u>	<u>590</u>
	第2グラウンド	入場料等を徴収する場合	[略]		<u>11,060</u>	<u>4,490</u>
		入場料等を徴収しない場合	1時間までごとに1面ごとに		<u>520</u>	<u>270</u>
			1時間までごとに半面ごと		<u>260</u>	[略]

内で知事が定める額（当該使用料の合計額が12,490円を超える場合は、12,490円）

4 テント  
1日までごとに1張につき310円

5 ロッカー  
1回につき100円

6 全自動電気計時装置  
1日までごとに1式につき2,420円

7 温水シャワー  
1回につき100円

8 会議室  
1時間までごとに190円

9 [略]

			に	後		
		個人使用の場合	[略]		<u>110</u>	<u>60</u>
補助競技場		[略]			<u>610</u>	<u>240</u>
野球場		[略]			<u>680</u>	<u>350</u>
サッカー・ラグビー場	第1グラウンド	入場料等を徴収する場合	[略]		<u>51,250</u>	<u>19,970</u>
		入場料等を徴収しない場合	1時間までごとに1面ごとに		<u>2,420</u>	<u>1,200</u>
			1時間までごとに半面ごとに		<u>1,210</u>	<u>610</u>
	第2グラウンド	入場料等を徴収する場合	[略]		<u>11,380</u>	<u>4,620</u>
		入場料等を徴収しない場合	1時間までごとに1面ごとに		<u>530</u>	<u>280</u>
			1時間までごとに半面ごと		<u>280</u>	[略]

内で知事が定める額（当該使用料の合計額が12,850円を超える場合は、12,850円）

4 テント  
1日までごとに1張につき320円

5 ロッカー  
1回につき110円

6 全自動電気計時装置  
1日までごとに1式につき2,490円

7 温水シャワー  
1回につき110円

8 会議室  
1時間までごとに200円

9 [略]

			に		
テニスコート		入場料等を徴収する場合	[略]	<u>7,820</u>	<u>4,130</u>
		入場料等を徴収しない場合	[略]	<u>670</u>	<u>340</u>
スポーツクライミング競技場		貸切使用の場合	[略]	<u>230</u>	<u>100</u>
		個人使用の場合	[略]	<u>120</u>	[略]

[略]

## 2 岩手県立花巻広域公園

### (1) テニスコート及び運動広場

公園施設名	使用の区分	単 位	施設の使用料	
			一 般	学生及び生徒
テニスコート	[略]		円	円
			<u>1,090</u>	<u>540</u>
運動広場	[略]		<u>650</u>	<u>320</u>

[略]

### (2) ゴルフ場

使用の区分				施設の使用料		附属の設備の使用料
				土曜日及び休日	その他の日	
通常使用	一般	5月1日から	9月以下	円	円	電動カート1台につき
				<u>4,400</u>	<u>3,400</u>	

			に		
テニスコート		入場料等を徴収する場合	[略]	<u>8,050</u>	<u>4,250</u>
		入場料等を徴収しない場合	[略]	<u>690</u>	<u>350</u>
スポーツクライミング競技場		貸切使用の場合	[略]	<u>240</u>	<u>110</u>
		個人使用の場合	[略]	<u>130</u>	[略]

[略]

## 2 岩手県立花巻広域公園

### (1) テニスコート及び運動広場

公園施設名	使用の区分	単 位	施設の使用料	
			一 般	学生及び生徒
テニスコート	[略]		円	円
			<u>1,120</u>	<u>550</u>
運動広場	[略]		<u>670</u>	<u>330</u>

[略]

### (2) ゴルフ場

使用の区分				施設の使用料		附属の設備の使用料
				土曜日及び休日	その他の日	
通常使用	一般	5月1日から	9月以下	円	円	電動カート1台につき
				<u>4,500</u>	<u>3,500</u>	

(1回につき)	10月31日までの期間	の使用の場合			1,720円の範囲内で知事が定める額
		10ホール以上の使用の場合	<u>5,600</u>	<u>4,400</u>	
		その他の期間	<u>4,400</u>	<u>3,400</u>	
	学生	9ホール以下の使用の場合	<u>3,400</u>	<u>2,300</u>	
		10ホール以上の使用の場合	<u>4,400</u>	<u>3,400</u>	
	高等学校生徒	9ホール以下の使用の場合	<u>1,600</u>	<u>1,000</u>	
		10ホール以上の使用の場合	<u>2,800</u>	<u>1,600</u>	
	中学校生徒及び小学校児童	9ホール以下の使用の場合	<u>1,000</u>	<u>500</u>	
		10ホール以上の使用の場合	<u>2,300</u>	<u>1,000</u>	
	特例使用(1回につき)	5月1日から10月31日までの期間	9ホール以下の使用の場合	<u>3,400</u>	
10ホール以上の使用の場合			<u>4,400</u>	<u>3,400</u>	

(1回につき)	10月31日までの期間	の使用の場合			1,760円の範囲内で知事が定める額
		10ホール以上の使用の場合	<u>5,800</u>	<u>4,500</u>	
		その他の期間	<u>4,500</u>	<u>3,500</u>	
	学生	9ホール以下の使用の場合	<u>3,500</u>	<u>2,400</u>	
		10ホール以上の使用の場合	<u>4,500</u>	<u>3,500</u>	
	高等学校生徒	9ホール以下の使用の場合	<u>1,700</u>	<u>1,100</u>	
		10ホール以上の使用の場合	<u>2,900</u>	<u>1,700</u>	
	中学校生徒及び小学校児童	9ホール以下の使用の場合	<u>1,100</u>	<u>600</u>	
		10ホール以上の使用の場合	<u>2,400</u>	<u>1,100</u>	
	特例使用(1回につき)	5月1日から10月31日までの期間	9ホール以下の使用の場合	<u>3,500</u>	
10ホール以上の使用の場合			<u>4,500</u>	<u>3,500</u>	

その他の期間	<u>3,400</u>	<u>2,300</u>
--------	--------------	--------------

備考1・2 [略]

3 通常使用（一般の場合又は学生における10ホール以上の使用の場合に限る。）又は特例使用（5月1日から10月31日までの期間における10ホール以上の使用の場合に限る。）の場合において、岩手県県税条例（令和3年岩手県条例第58号）第71条第1項第3号に掲げる利用に該当するときの施設の使用料は、土曜日及び休日にあつては3,900円、その他の日にあつては2,800円とする。

4 [略]

### 3 岩手県立御所湖広域公園

#### (1) レクリエーション広場

単 位	使用料	
	一般、学生及び高等学校生徒	中学校生徒及び小学校児童
1人3時間までごとに	<u>550円</u>	<u>280円</u>

[略]

#### (2) その他の有料公園施設

公園施設名	使用の区分	単 位	施設の使用料		附属の設備の使用料
			一 般	学生及び生徒	
野球場	[略]		円 <u>650</u>	円 <u>320</u>	
テニスコート	[略]		<u>1,090</u>	<u>540</u>	
艇庫	エイトを保	[略]	<u>5,740</u>	<u>2,860</u>	1 舟艇

その他の期間	<u>3,500</u>	<u>2,400</u>
--------	--------------	--------------

備考1・2 [略]

3 通常使用（一般の場合又は学生における10ホール以上の使用の場合に限る。）又は特例使用（5月1日から10月31日までの期間における10ホール以上の使用の場合に限る。）の場合において、岩手県県税条例（令和3年岩手県条例第58号）第71条第1項第3号に掲げる利用に該当するときの施設の使用料は、土曜日及び休日にあつては4,000円、その他の日にあつては2,900円とする。

4 [略]

### 3 岩手県立御所湖広域公園

#### (1) レクリエーション広場

単 位	使用料	
	一般、学生及び高等学校生徒	中学校生徒及び小学校児童
1人3時間までごとに	<u>570円</u>	<u>290円</u>

[略]

#### (2) その他の有料公園施設

公園施設名	使用の区分	単 位	施設の使用料		附属の設備の使用料
			一 般	学生及び生徒	
野球場	[略]		円 <u>670</u>	円 <u>330</u>	
テニスコート	[略]		<u>1,120</u>	<u>550</u>	
艇庫	エイトを保	[略]	<u>5,910</u>	<u>2,940</u>	1 舟艇

管する場合				(1) 漕艇用ボート及びカヌー
シェルフオア又はクォドルプルを保管する場合	[略]	<u>4,250</u>	<u>2,130</u>	1日までごとに1艇につき <u>1,010円</u> の範囲内で知事が定める額
ナックルフォア、ダブルスカル又はシェルペアを保管する場合	[略]	<u>3,610</u>	<u>1,810</u>	(2) 審判艇 1日までごとに1艇につき <u>9,990円</u> に燃料の実費相当額を加えた額
シングルスカル又はナックルペアを保管する場合	[略]	<u>2,930</u>	<u>1,480</u>	(3) [略]
カヤックフォアを保管する場合	[略]	<u>1,860</u>	<u>940</u>	2 拡声機 1日までごとに <u>4,250円</u>
カナディアンフォア又はカナディアンダブルを保管する場合	[略]	<u>1,470</u>	<u>730</u>	3 競技用備品 1日までごとに1件につき <u>3,460円</u> の範囲内で知事が定める額
カナディア	[略]	<u>1,200</u>	<u>610</u>	4 トレーニング用具

管する場合				(1) 漕艇用ボート及びカヌー
シェルフオア又はクォドルプルを保管する場合	[略]	<u>4,370</u>	<u>2,190</u>	1日までごとに1艇につき <u>1,040円</u> の範囲内で知事が定める額
ナックルフォア、ダブルスカル又はシェルペアを保管する場合	[略]	<u>3,710</u>	<u>1,860</u>	(2) 審判艇 1日までごとに1艇につき <u>10,280円</u> に燃料の実費相当額を加えた額
シングルスカル又はナックルペアを保管する場合	[略]	<u>3,010</u>	<u>1,520</u>	(3) [略]
カヤックフォアを保管する場合	[略]	<u>1,910</u>	<u>970</u>	2 拡声機 1日までごとに <u>4,370円</u>
カナディアンフォア又はカナディアンダブルを保管する場合	[略]	<u>1,510</u>	<u>750</u>	3 競技用備品 1日までごとに1件につき <u>3,560円</u> の範囲内で知事が定める額
カナディア	[略]	<u>1,230</u>	<u>630</u>	4 トレーニング用具



ンシングルを保管する場合				1日までごとに1件につき <u>130円</u> の範囲内で知事が定める額
カヤックダブルを保管する場合	[略]	<u>1,060</u>	<u>530</u>	
カヤックシングルを保管する場合	[略]	<u>660</u>	<u>340</u>	

ンシングルを保管する場合				1日までごとに1件につき <u>140円</u> の範囲内で知事が定める額
カヤックダブルを保管する場合	[略]	<u>1,090</u>	<u>540</u>	
カヤックシングルを保管する場合	[略]	<u>680</u>	<u>350</u>	

[略]

4 岩手県立高田松原津波復興祈念公園

公園施設名	単 位	使用料
会議室	[略]	<u>1,400円</u>

備考1 会議室を二分割してその一方のみを使用する場合の使用料は、700円とする。

2 [略]

[略]

4 岩手県立高田松原津波復興祈念公園

公園施設名	単 位	使用料
会議室	[略]	<u>1,440円</u>

備考1 会議室を二分割してその一方のみを使用する場合の使用料は、720円とする。

2 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。